

改正

昭和43年3月31日条例第14号

昭和45年1月31日条例第3号

昭和46年3月31日条例第15号

昭和47年3月29日条例第17号

昭和47年10月11日条例第45号

昭和48年4月24日条例第32号

昭和49年3月30日条例第14号

昭和49年12月26日条例第47号

昭和51年3月30日条例第19号

昭和52年3月29日条例第19号

昭和52年10月4日条例第46号

昭和53年3月29日条例第12号

昭和53年10月3日条例第35号

昭和53年12月21日条例第42号

昭和54年3月28日条例第20号

昭和54年9月28日条例第44号

昭和55年3月31日条例第17号

昭和56年3月29日条例第18号

昭和56年7月10日条例第44号

昭和57年3月31日条例第14号

昭和58年3月30日条例第16号

昭和58年7月8日条例第28号

昭和58年12月27日条例第44号

昭和59年12月27日条例第50号

昭和61年3月31日条例第13号

昭和61年10月14日条例第51号

昭和63年3月31日条例第18号

平成元年3月31日条例第21号
平成元年12月25日条例第48号
平成3年12月24日条例第53号
平成5年3月1日条例第3号
平成6年3月29日条例第14号
平成7年3月29日条例第28号
平成7年9月28日条例第48号
平成9年9月30日条例第38号
平成10年7月3日条例第32号
平成11年3月27日条例第3号
平成15年3月25日条例第21号
平成15年12月22日条例第51号
平成16年12月24日条例第172号
平成17年7月1日条例第34号
平成17年9月30日条例第115号
平成17年12月22日条例第165号
平成18年12月21日条例第71号
平成24年3月16日条例第17号
平成25年9月30日条例第49号
平成30年12月28日条例第53号

新潟市老人憩の家条例

(設置)

第1条 老人の健康を保持し、その福祉の増進を図るため、新潟市老人憩の家（以下「憩の家」という。）を設置する。

2 憩の家の名称及び位置は、別表第1に掲げるとおりとする。

(利用できる者の範囲)

第2条 憩の家を利用することができる者の範囲は、新潟市内に住所を有する60歳以上の者及びその団体とする。

(利用の許可)

第3条 憩の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 憩の家の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとする場合は、その変更の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、憩の家の利用を許可しない。

- （1） 憩の家の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反すると認められる場合
- （2） 利用者が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- （3） 営利を目的として憩の家を利用するおそれがあると認められる場合
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、市長が憩の家の管理上支障があると認める場合

（使用料）

第5条 市長は、利用者のうち憩の家（第14条に規定する指定管理者が管理するものを除く。次条において同じ。）の入浴施設を利用するものから別表第2に掲げる使用料を徴収する。この場合において、市長は、同表に掲げる定期利用券を発行してこれを徴収することができる。

（使用料の徴収の時期）

第6条 使用料は、憩の家の入浴施設の利用を許可する時に徴収する。ただし、前条の定期利用券による場合は、これを発行する時に徴収する。

（使用料の免除）

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、第11条第2項の規定により処分をした場合その他規則で定める特別の理由があると認める場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（行為の制限）

第9条 利用者は、憩の家内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 他の者に迷惑を与える行為をすること。
- （2） 危険物、悪臭のする物その他他の者が迷惑するような物品を持ち込むこと。
- （3） 飲食物その他物品を販売し、又は陳列すること。
- （4） 建物若しくは設備又は物品をき損し、又は汚損するおそれがある行為をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が憩の家の管理上必要があると認めること。

(許可の条件)

第10条 市長は、この条例の規定による許可に憩の家の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは憩の家からの退去を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により憩の家の利用の許可を受けた者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

(3) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者

2 市長は、憩の家の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し前項に規定する処分をすることができる。

(休所日)

第12条 憩の家の休所日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）

(3) 1月2日及び3日、5月4日、8月13日から同月15日まで並びに12月29日から同月31日まで

(利用時間)

第13条 憩の家の利用時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、憩の家の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に憩の家の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続き)

第15条 憩の家の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類

を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、憩の家の指定管理者として指定するものとする。

(1) 憩の家の平等利用が確保されること。

(2) 施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとしてあらかじめ市長が選考した一の団体（以下「被選考者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者が憩の家の設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

（指定管理者の業務の範囲）

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 憩の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 憩の家の利用の許可に関する業務

(3) 休所日又は利用時間の変更に関する業務。ただし、休所日又は利用時間を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務

（利用料金）

第17条 利用者は、憩の家（指定管理者が管理するものに限る。）の入浴施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額とする。

3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第18条 指定管理者は、規則で定める特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の不還付）

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の還付の基準）

第20条 前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て

定めるものとする。

(秘密を守る義務)

第21条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第22条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第23条 この条例に定めるもののほか、憩の家の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年条例第14号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第3号）

この条例は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第15号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第17号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、町の名称に係る改正規定については昭和47年8月19日から、地番に係る改正規定については昭和47年9月13日からそれぞれ適用する。

附 則（昭和48年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

附 則（昭和49年条例第14号）

この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第47号）

この条例は、昭和50年3月10日から施行する。

附 則（昭和51年条例第19号）

この条例は、昭和51年4月10日から施行する。

附 則（昭和52年条例第19号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則（昭和52年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年条例第12号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第35号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則（昭和53年条例第42号）

この条例は、昭和54年3月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第20号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により新潟県知事がした告示の効力が発生した日から施行する。

附 則（昭和54年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第17号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、別表石山荘の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例別表石山荘の項の規定は、昭和55年3月3日から適用する。

附 則（昭和56年条例第18号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭

和56年7月6日から適用する。

附 則（昭和57年条例第14号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第16号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年条例第44号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭和58年11月7日から適用する。

附 則（昭和59年条例第50号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、昭和59年10月15日から適用する。

附 則（昭和61年条例第13号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年条例第51号）

この条例は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第18号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第21号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、平成元年10月2日から適用する。

附 則（平成3年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新潟市老人憩の家条例の規定は、平成3年11月5日から適用する。

附 則（平成5年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年条例第14号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第28号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第48号）

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第38号）

この条例は、平成9年10月6日から施行する。

附 則（平成10年条例第32号）

この条例は、平成10年7月10日から施行する。

附 則（平成11年条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第21号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第51号）

この条例は、平成16年2月1日から施行する

附 則（平成16年条例第172号）

（施行期日）

- 1 この条例中附則第2項の規定は公布の日から、その他の規定は平成17年4月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則（平成17年条例第34号）

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則（平成17年条例第115号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月10日から施行する。
（経過措置）
- 2 巻町の編入の日（以下「巻町編入日」という。）から平成18年3月31日までの間におけるかすがい荘に対する新潟市老人憩の家条例第11条の規定の適用については、同条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定す

るもの（以下「指定管理者」という。）に憩の家の管理を行わせることができる」とあるのは「社会福祉法人新潟市社会福祉協議会（巻町編入日から平成17年10月31日までの間にあっては、社会福祉法人巻町社会福祉協議会）にかすがい荘の管理を委託する」とする。

附 則（平成17年条例第165号）

この条例は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 利用料金の還付の基準を定める行為及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第20条及び別表第3の規定の例により行うことができる。

附 則（平成25年条例第49号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月28日条例第53号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第1条関係）

憩の家の名称及び位置表

名称	位置
なぎさ荘	新潟市中央区水道町1丁目5337番地27
松崎荘	新潟市東区松崎1丁目14番33号
ひばり荘	新潟市中央区窪田町4丁目271番地3
新川荘	新潟市西区五十嵐2の町9143番地224
阿賀浜荘	新潟市北区三軒屋町10番6号
大江山荘	新潟市江南区丸山461番地
沼垂荘	新潟市中央区沼垂東4丁目8番36号
鳥屋野荘	新潟市中央区女池西2丁目4番21号
小針荘	新潟市西区小針4丁目5番41号

大形荘	新潟市東区海老ヶ瀬1111番地 2
西川荘	新潟市西区須賀11番36号
大山台	新潟市東区大山 2 丁目13番 1 号
明和荘	新潟市西区小瀬771番地
神明荘	新潟市西区赤塚7086番地 1
五十嵐中島荘	新潟市西区五十嵐中島 3 丁目22番 1 号
しあわせ荘	新潟市北区島見町242番地
寺尾荘	新潟市西区寺尾台 3 丁目17番23号
山潟荘	新潟市中央区長潟829番地 1
両川荘	新潟市江南区嘉瀬1047番地 2
新崎荘	新潟市北区新崎 3 丁目 1 番26号
じゅんさい池	新潟市東区松和町15番 1 号
岡山荘	新潟市東区岡山578番地
曾野木荘	新潟市江南区天野 2 丁目 8 番 1 号
大淵荘	新潟市江南区大淵1540番地
榎尾荘	新潟市西区榎尾224番地
米山荘	新潟市中央区米山 4 丁目12番20号
成巻荘	新潟市西区鳥原17番地 1
やなぎ荘	新潟市西区鳥原3682番地 8
かすがい荘	新潟市西蒲区漆山3300番地 1

別表第 2 (第 5 条関係)

区分	単位	使用料の額 (1 人につき) (円)
定期利用券による利用以外の利用	1 回	100
定期利用券	1 か月	500
	6 か月	3,000
	1 年	5,000

別表第 3 (第17条関係)

区分	単位	利用料金の額 (1 人につき) (円)
----	----	---------------------

定期利用券による利用以外の利用	1回	100
定期利用券	1か月	500
	6か月	3,000
	1年	5,000

改正

昭和 58 年 7 月 8 日規則第 43 号
平成 3 年 3 月 31 日規則第 22 号
平成 6 年 4 月 1 日規則第 21 号
平成 11 年 4 月 1 日規則第 32 号
平成 15 年 3 月 25 日規則第 23 号
平成 16 年 3 月 24 日規則第 9 号
平成 16 年 12 月 24 日規則第 54 号
平成 24 年 6 月 29 日規則第 70 号
平成 26 年 3 月 20 日規則第 18 号
平成 27 年 10 月 1 日規則第 78 号
平成 29 年 3 月 22 日規則第 25 号
令和 3 年 3 月 31 日規則第 26 号

新潟市老人憩の家条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、新潟市老人憩の家条例（昭和 40 年新潟市条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定により老人の団体が憩の家を利用する許可を受けようとする場合は、その利用しようとする日の 7 日前までに別記様式第 1 号による申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の変更許可申請)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定により憩の家の利用の変更の許可を受けようとする者は、その利用しようとする日の 3 日前までに別記様式第 2 号による変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用証等の交付)

第 4 条 市長は、市内に住所を有し、かつ、60 歳以上の者であることを証明する書類等を提示した者に別記様式第 3 号による利用証（以下「利用証」という。）を交付する。

2 市長は、老人の団体に憩の家の利用を許可する場合は、別記様式第4号による利用許可書を交付する。

3 市長は、老人の団体に憩の家の利用の変更を許可する場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。

(利用証等の提示)

第5条 利用証、利用許可書又は利用変更許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、憩の家を利用しようとする場合は、その利用証又は許可書(変更許可書を含む。)を提示しなければならない。

(定期利用券による利用)

第6条 条例第5条後段の規定により定期利用券の交付を受けようとする者は、別記様式第5号による定期利用券交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条後段の規定により発行する定期利用券は、別記様式第6号によるものとする。

3 条例第5条後段の規定により定期利用券の交付を受けた者は、当該定期利用券に係る憩の家の入浴施設を利用しようとする場合は、当該定期利用券を当該憩の家の職員に提示しなければならない。

(使用料の免除)

第7条 条例第7条の規則で定める特別の理由があると認める場合は、別表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

2 条例第7条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、別表1の項又は2の項の規定の適用を受けようとする者にあつては同表1の項又は2の項に規定する身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を、同表3の項の規定の適用を受けようとする者にあつては同項に規定する定期利用券をその利用しようとする憩の家の職員に提示しなければならない。

(使用料の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規則で定める特別の理由があると認める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより使用料を還付することができる。

特別の理由		還付する額
1	定期利用券によらないで憩の家の入浴施設を利用する者がその責めに帰することができない理由によりその利用をすることができなかつた場合	使用料の額に相当する額

2	<p>定期利用券によつて憩の家の入浴施設を利用する者の一の月（当該定期利用券の単位が1年である場合におけるその有効期間の満了する月及びその前月を除く。以下この項において同じ。）における当該入浴施設の利用可能な日数が、当該者の責めに帰することができない理由により、当該一の月における当該理由がなかつたとしたならば当該入浴施設の利用可能であつた日数の2分の1以下であつた場合で、当該一の月の翌月以後の当該定期利用券による憩の家の入浴施設の利用をしないとき。</p>	<p>当該一の月から起算して当該定期利用券の有効期間の満了する月までの月数に500円を乗じて得た額（当該定期利用券の単位が1年である場合は、当該額から1,000円を減じて得た額）</p>
3	<p>その他市長が特に必要があると認める場合</p>	<p>その都度市長が定める額</p>

2 条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者（前項の表2の項の規定の適用を受けようとする者に限る。）は、別記様式第7号による使用料還付申請書に定期利用券を添えて、これを市長の指定する日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（届出）

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 利用者が利用を取り止め、又は終了した場合
- (2) 利用者が憩の家の建物又は設備若しくは用具を毀損した場合
- (3) 憩の家内において災害その他事故が発生した場合

（指定管理者の指定の申請）

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第15条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類

(4) 納税を証する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第11条 条例第14条の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合における第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 条例第14条の規定により指定管理者に憩の家の管理を行わせる場合であつて、当該指定管理者に第4条第1項の規定による利用証の交付を行わせるときにおける同項の規定の適用については、同項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用料金の免除)

第12条 第7条及び別表の規定は、利用料金の免除について準用する。この場合において、同条第1項中「第7条」とあるのは「第18条」と、「理由」とあるのは「事由」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「第7条」とあるのは「第18条」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「職員」とあるのは「指定管理者」と、同表1の項から3の項までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、憩の家に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年10月4日から適用する。

(関係規則の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新潟市老人無料休憩所条例施行規則（昭和40年新潟市規則第43号）

(2) 新潟市老人福祉センター条例施行規則（昭和46年新潟市規則第11号）

(経過規定)

3 この規則による廃止前の新潟市老人無料休憩所条例施行規則及び新潟市老人福祉センター条例施行規則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、使用することができるものとする。

(合併に伴う特例)

4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村（以下「編入市町村」という。）の編入の日前に編入市町村で交付された利用

証に相当するものは、この規則により交付された利用証とみなす。

附 則（昭和 58 年規則第 43 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年規則第 22 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 21 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 32 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これらを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成 15 年規則第 23 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附 則（平成 16 年規則第 54 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

3 この規則の施行（附則第1項本文の規定による施行をいう。）の際現に交付されている利用証は、改正後の新潟市老人憩の家条例施行規則による利用証とみなす。

附 則（平成24年規則第70号）

この規則は、新潟市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成24年新潟市条例第17号）の施行の日（平成24年7月1日）から施行する。

附 則（平成26年規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の別記様式第3号の規定により交付された利用証は、改正後の別記様式第3号の規定により交付された利用証とみなす。

3 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第3号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成27年規則第78号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に社会福法人新潟市社会福祉協議会が交付した老人福祉センター白寿荘の入浴施設に係る定期利用券であって、当該定期利用券に記載された有効期限が施行日以後であるものは、当該有効期限までの間、第3条の規定による改正後の新潟市老人福祉センター条例施行規則の規定により交付された定期利用券とみなす。

附 則（平成29年3月22日規則第25号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」とい

う。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第7条、第12条関係）

特別の理由	免除する額
<p>1 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は療育手帳（知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けた者が利用する場合</p>	<p>使用料の全額</p>
<p>2 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害等級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級をいう。）が1級である者として記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者の介助者がこれらの者の</p>	<p>これらの者1人につき1人の介助者の使用料の全額</p>

	利用を介助する場合	
3	<p>利用しようとする憩の家の入浴施設以外の憩の家の入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市老人福祉センター条例（平成16年新潟市条例第96号）の規定により新潟市老人福祉センターの入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者、新潟市コミュニティセンター及びコミュニティハウス条例（平成16年新潟市条例第95号）の規定により老人憩のフロアーの入浴施設に係る定期利用券の交付を受けている者又は新潟市潟東ゆう学館条例（平成16年新潟市条例第79号）の規定により浴室に係る定期利用券の交付を受けている者が利用する場合</p>	使用料の全額
4	その他市長が特に必要があると認める場合	その都度市長が定める額

別記様式第1号（第2条関係）

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市老人憩の家利用許可申請書			
			年 月 日
(宛先)			
申請者	団体名	氏名(代表者)	
	住所	電話()	
利用目的			
利用日時	年 月 日	午前・後 午前・後	時 分 時 分
利用人数	人		
利用施設	老人憩の家(名称)		
備考			
※ 処 理 欄	利用を許可してよいでしょうか。	受付	許可番号
		年 月 日	許可 第 号
		起案	年 月 日
	決裁	年 月 日	許可書交付
		年 月 日	年 月 日

注：※欄は記入しないでください。

別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

新潟市老人憩の家利用変更許可申請書

年 月 日


(宛先)

申請者	団体名	氏名(代表者)	
	住所	電話()	
利用許可	年 月 日	許可番号	許可第 号
変更理由			
変更内容	日時	変更前 年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで	変更後 年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
	人数	人	人
	施設	老人憩の家(名称)	老人憩の家(名称)
	※処理欄	変更を許可してよいでしょうか。	受付 年 月 日
		起案 年 月 日	
		決裁 年 月 日	許可書交付 年 月 日

- 注: 1 利用許可書を添付してください。
2 ※欄は記入しないでください。

別記様式第3号(第4条関係)

(表)

	交付番号 () ~
	老人福祉センター及び老人憩の家
	利 用 証
	住所 新潟市
	氏名 _____ 年 月 日生
電話 () _____ 番	
交付 _____ 年 月 日 _____ 印	

(裏)

1 この利用証は老人福祉センター・老人憩の家を利用する時必ず受付に提示してください。	
2 利用できる時間及び休みの日は次のとおりです。	
利用時間	午前9時から午後4時30分まで
休 館 日 及 休 所 日	月曜日 (豊栄さわやか老人福祉センターは、日曜日) 国民の祝日(祝日が月曜日の場合は、火曜日) (老人福祉センター黒埼荘、老人福祉センター福寿荘及び中之口老人福祉センターは、国民の祝日(1月1日及び月曜日を除く。)に利用できます。) 1月1日～3日、5月4日、8月13日～15日、12月29日～31日
	臨時に、休館日及び休所日となる場合もあります。

別記様式第4号(第4条関係)

新潟市老人憩の家 利 用
利用変更 許可書

許可 第 年 月 号 日

様

申 請 者	団体名	氏名(代表者)				
	住所					
利用目的						
利用日時	年	月	日	午前・後	時	分から
				午前・後	時	分まで
利用人数						人
利用施設	老人憩の家(名称)
備 考						

注：利用の際はこの許可書を受付に提示してください。

別記様式第5号(第6条関係)

別記様式第5号(第6条関係)

新潟市老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券交付申請書

(宛先)新潟市長

年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日		
	氏名		年 月 日		
	住所				
	電話番号				
定期 利用 券	<input type="checkbox"/> 印	券種	金額	有効期限	番号
		1か月券	500円	年 月	
		6か月券	3,000円	年 月	
		1年券	5,000円	年 月	

注 太線の中だけ記入してください。

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

老人福祉センター・老人憩の家入浴施設 定期利用券

番 号

氏 名

有効期限

別記様式第7号(第8条関係)

別記様式第7号(第8条関係)

新潟市老人憩の家入浴施設 使用料還付申請書					
(宛先)新潟市長					年 月 日
			申請者 住所 氏名 電話番号		
添付の定期利用券の交付につき納付した使用料について、下記のとおり還付を受けたいので申請します。					
利 用 施 設					
定期利用券番号			有効期限	年 月	
納 付 済 額	円				
還 付 申 請 額	円		還付申請額の算出		
還付を受けようとする理由					
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：				

注1 太線の中だけ記入してください。
 2 該当する項目の□にレ印を記入してください。
 3 定期利用券を添付してください。

還付の理由					還付額の算出	
規則第8条第1項の表 2の項該当						
上記のとおり、使用料を還付してよろしいでしょうか。						
決 裁	課長	課長 補佐	係長	係	処 理 欄	受付： 年 月 日
						起案： 年 月 日
						決裁： 年 月 日
						通知番号： 第 号
						通知年月日： 年 月 日
						納付年月日： 年 月 日
						納付済額： 円
				還付額： 円		

別記様式第8号(第8条関係)

新潟市老人憩の家入浴施設 使用料還付決定通知書

第 年 月 日 号

様

新潟市長 印

定期利用券の交付につき納付した使用料について、下記のとおり還付を決定したので通知します。

利 用 施 設			
定期利用券番号		有 効 期 限	年 月
納 付 年 月 日	年 月 日	納 付 済 額	円
還 付 額	円	還付額の算出	
還 付 の 理 由	規則第8条第1項の表 2の項該当		
還 付 方 法	<input type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： フリガナ 口座名義：		

新潟市老人憩の家指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

所在地

申請者 団体名及び代表者氏名

電話番号

新潟市老人憩の家()
係書類を添えて申請します。

荘)の指定管理者の指定を受けたいので、関